

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(法人番号:4010405009573)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、我が国の資源エネルギーの安定的かつ低廉な供給及び環境保全を図ることを目的として、資源国との資源外交を推進するとともに、国内外の資源獲得へ向けたリスクマネー供給などの金融支援、地質構造調査、海洋資源開発、資源備蓄、技術開発・技術支援、資源・エネルギーに関する情報収集・提供などの業務に加え、カーボンニュートラル・脱炭素化社会の実現に向けた水素・アンモニアの製造貯蔵事業や二酸化炭素回収・貯留(CCS)事業への金融支援、洋上風力や海外地熱探査支援等の新領域事業、並びに経済安全保障推進法に基づくLNGや重要鉱物といった特定重要物資の安定的な供給のための業務等、広範かつ高度な専門的業務を実施している。

これら業務を機動的かつ効果的に推進していくうえで、当機構の役員には、我が国における資源政策の方向性を踏まえ、相手国、国営企業及びメジャー企業等のトップ等と折衝や交渉、多様なステークホルダーとの良好な関係の創出に加え、産業界、学界、政府関係機関等と緊密な連携をとりつつ、資源開発に資する支援ツールを国内外に展開し、着実に成果を挙げることが求められている。

役員の報酬水準については、国家公務員給与及び民間企業の役員報酬等を考慮し、検討にあたっては、以下のデータ等を参考とした。

【参考データ】

○事務次官年間報酬額 23,235千円(令和4年人事院「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント」)

○機構と同規模の民間企業の役員報酬 29,002千円(令和元年民間企業役員(給与)報酬調査における「企業規模500人以上1,000人未満の平均値」)※令和2年度～4年度は調査見送り

役員の業績及び法人の業務実績と役員報酬の関係については、経済産業大臣による当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果に基づき、月例支給額に100分の313を乗じて得た額に、評価結果に即した割合(0～2.0)を乗じた額を業績給として支給することとしている。

② 令和4年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

業績給については導入済みであり、経済産業大臣による当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果に基づき、月例支給額に100分の313を乗じて得た額に、評価結果に即した割合(0～2.0)を乗じた額を業績給として支給した。

③ 役員報酬基準の内容及び令和4年度における改定内容

法人の長

法人の長の報酬支給基準は、基本俸給、賞与、業績給及び通勤手当から構成される。月額(基本俸給)については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構役員報酬規程に則り、月例支給額(1,106,000円)に地域付加額(154,840円)を加算して算出している。賞与については、基本俸給×100分の200を乗じて得た額としている。業績給については、月例支給額に100分の313を乗じて得た額に、評価結果に即した割合(0～2.0)を乗じて得た額としている。

なお、令和4年度では人事院勧告における指定職の改定勧告内容に準拠した賞与支給率の引上げ(0.05月分)を実施した。

副理事長

副理事長の報酬支給基準は、基本俸給、賞与、業績給及び通勤手当から構成される。月額(基本俸給)については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構役員報酬規程に則り、月例支給額(952,000円)に地域付加額(133,280円)を加算して算出している。賞与については、基本俸給×100分の200を乗じて得た額としている。業績給については、月例支給額に100分の313を乗じて得た額に、評価結果に即した割合(0～2.0)を乗じて得た額としている。

なお、令和4年度では人事院勧告における指定職の改定勧告内容に準拠した賞与支給率の引上げ(0.05月分)を実施した。

理事

理事の報酬支給基準は、基本俸給、賞与、業績給及び通勤手当から構成される。月額(基本俸給)については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構役員報酬規程に則り、月例支給額(823,000円)に地域付加額(115,220円)を加算して算出している。賞与については、基本俸給×100分の200を乗じて得た額としている。業績給については、月例支給額に100分の313を乗じて得た額に、評価結果に即した割合(0~2.0)を乗じて得た額としている。
 なお、令和4年度では人事院勧告における指定職の改定勧告内容に準拠した賞与支給率の引上げ(0.05月分)を実施した。

監事

監事の報酬支給基準は、基本俸給、賞与、業績給及び通勤手当から構成される。月額(基本俸給)については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構役員報酬規程に則り、月例支給額(743,000円)に地域付加額(104,020円)を加算して算出している。賞与については、基本俸給×100分の200を乗じて得た額としている。業績給については、月例支給額に100分の313を乗じて得た額に、評価結果に即した割合(0~2.0)を乗じて得た額としている。
 なお、令和4年度では人事院勧告における指定職の改定勧告内容に準拠した賞与支給率の引上げ(0.05月分)を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和4年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
A理事長	千円 22,996	千円 13,272	千円 7,714	千円 1,858 (地域付加額) 152 (通勤手当)		令和5年3月31日	*
A副理事長	千円 19,811	千円 11,424	千円 6,640	千円 1,599 (地域付加額) 147 (通勤手当)			◇
A理事	千円 17,115	千円 9,876	千円 5,740	千円 1,382 (地域付加額) 116 (通勤手当)			※
B理事	千円 17,129	千円 9,876	千円 5,740	千円 1,382 (地域付加額) 130 (通勤手当)			※
C理事	千円 3,535		千円 3,535	千円 (地域付加額) (通勤手当)		令和4年2月28日	※
D理事	千円 3,252		千円 3,252	千円 (地域付加額) (通勤手当)		令和4年2月28日	※
E理事	千円 13,221	千円 9,876	千円 1,803	千円 1,382 (地域付加額) 159 (通勤手当)	令和4年3月1日		※
F理事	千円 16,481	千円 9,876	千円 5,096	千円 1,382 (地域付加額) 126 (通勤手当)			※
G理事	千円 12,838	千円 9,876	千円 1,219	千円 1,382 (地域付加額) 360 (通勤手当)	令和4年4月1日		※
H理事	千円 3,863		千円 3,863	千円 (地域付加額) (通勤手当)		令和4年3月31日	※
I理事	千円 13,276	千円 9,876	千円 1,829	千円 1,382 (地域付加額) 188 (通勤手当)	令和4年3月1日		※
A監事	千円 15,574	千円 8,916	千円 5,182	千円 1,248 (地域付加額) 227 (通勤手当)			※
B監事	千円 1,462		千円 1,462	千円 (地域付加額) (通勤手当)		令和3年8月31日	
C監事	千円 13,972	千円 8,916	千円 3,720	千円 1,248 (地域付加額) 87 (通勤手当)			

注1:単位未満切り捨て表示のため、合計とは合致しない場合がある。

注2:「地域付加額」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長は、石油天然ガス、金属、石炭及び地熱資源等開発への資金供給や技術支援、資源備蓄や金属鉱業等鉱害防止に加え、資源エネルギーをめぐる世界情勢の変革を見据えたカーボンニュートラル社会実現に向けた対応など、我が国の資源エネルギーの安定供給に資する重要な任務が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。理事長の報酬水準については、国家公務員給与(事務次官給与 23,235千円(令和4年人事院))、機構と同規模の民間企業の役員報酬(29,002千円(令和元年民間企業役員報酬調査)等)を考慮して定めており、また、令和4年度の業績給については、令和3年度評価結果(A評価)及び役員報酬の水準等を総合的に勘案して、評価結果に即した割合1.5で支給しており、妥当である。

副理事長

エネルギー・金属鉱物資源機構の副理事長は理事長を補佐し、石油天然ガス、金属、石炭及び地熱資源等開発への資金供給や技術支援、資源備蓄や金属鉱業等鉱害防止に加え、資源エネルギーをめぐる世界情勢の変革を見据えたカーボンニュートラル社会の実現に向けた対応など、我が国の資源エネルギーの安定供給に資する重要な任務が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。副理事長の報酬水準については、国家公務員給与(事務次官給与 23,235千円(令和4年人事院))、機構と同規模の民間企業の役員報酬(29,002千円(令和元年民間企業役員報酬調査)等)を考慮して定めており、また、令和4年度の業績給については、令和3年度評価結果(A評価)及び役員報酬の水準等を総合的に勘案して、評価結果に即した割合1.5で支給しており、妥当である。

理事

エネルギー・金属鉱物資源機構の理事はエネルギー事業本部、金属資源開発本部、資源備蓄本部、金属環境・海洋・石炭本部、再生可能エネルギー事業本部及び総務・人事・経理・評価担当の各総括責任者として、重要な任務が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。理事の報酬水準については、国家公務員給与(事務次官給与 23,235千円(令和4年人事院))、機構と同規模の民間企業の役員報酬(29,002千円(令和元年民間企業役員報酬調査)等)を考慮して定めており、また、令和4年度の業績給については、令和3年度評価結果(B～A評価)及び役員報酬の水準等を総合的に勘案して、各々評価結果に即した割合1.0～1.5で支給しており、妥当である。

監事

監事は、法人の法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性などについて監査し、理事長に意見を提出する責務を負っており、それに見合った適切な処遇が必要である。監事の報酬水準については、国家公務員給与(事務次官給与 23,235千円(令和4年人事院))、機構と同規模の民間企業の役員報酬(29,002千円(令和元年民間企業役員報酬調査)等)を考慮して定めており、また、令和4年度の業績給については、令和3年度評価結果(A評価)及び役員報酬の水準等を総合的に勘案して、評価結果に即した割合1.5で支給しており、妥当である。

【主務大臣の検証結果】

エネルギー・金属鉱物資源機構の役員には、石油天然ガス、金属、石炭及び地熱資源開発等への資金供給や技術支援、資源備蓄や金属鉱業等鉱害防止に加え、資源エネルギーをめぐる世界情勢の変革を見据えたカーボンニュートラル社会実現に向けた対応など、我が国の資源エネルギーの安定供給に資する重要な任務が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。また、役員報酬には、経済産業大臣による業績評価が反映される制度となっており、今回の金額についても、その結果を反映したものであり、適正であると認める。

エネルギー・金属鉱物資源機構においては、報酬支給基準について、国家公務員・民間企業の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取り組みを行っており、経済産業省としてもそうした取り組みを促しつつ、報酬水準等の適正性について引き続き注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(令和4年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
A理事長	千円 3,471	年 5	月 0 令和5年3月31日	0.5(仮)	*
C理事	4,546	4	0 令和4年2月28日	1.1	※
D理事	千円 4,959	年 4	月 0 令和4年2月28日	1.2	※
H理事	千円 4,546	年 4	月 0 令和4年3月31日	1.1	※
B監事	千円 5,052	年 5	月 5 令和3年8月31日	1.0	

- 注1. 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。
- 注2. A理事長の支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(0.5)」により、算出している。
- 注3. C理事については、既に暫定的な業績勘案率により算出した支給額(令和3年度支給:2,066千円)を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことによる確定した退職手当の総額である。
- 注4. D理事については、既に暫定的な業績勘案率により算出した支給額(令和3年度支給:2,066千円)を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことによる確定した退職手当の総額である。
- 注5. H理事については、既に暫定的な業績勘案率により算出した支給額(令和3年度支給:2,066千円)を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことによる確定した退職手当の総額である。
- 注6. B監事については、既に暫定的な業績勘案率により算出した支給額(令和3年度支給:2,526千円)を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことによる確定した退職手当の総額である。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
C理事	当該役員の業績勘案率については「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成27年3月24日閣議決定)」に基づく業績勘案率の統一的算定ルールに従い算出し、業績勘案率「1.1」として退職手当支給額を決定しており、妥当である。
D理事	当該役員の業績勘案率については「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成27年3月24日閣議決定)」に基づく業績勘案率の統一的算定ルールに従い算出し、業績勘案率「1.2」として退職手当支給額を決定しており、妥当である。
H理事	当該役員の業績勘案率については「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成27年3月24日閣議決定)」に基づく業績勘案率の統一的算定ルールに従い算出し、業績勘案率「1.1」として退職手当支給額を決定しており、妥当である。
B監事	当該役員の業績勘案率については「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成27年3月24日閣議決定)」に基づく業績勘案率の統一的算定ルールに従い算出し、業績勘案率「1.0」として退職手当支給額を決定しており、妥当である。

注:A理事長については在職期間の業績勘案率が未確定につき、記載していない。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員業績給については前年度の業務評価結果により支給しており、役員退職手当については在職期間1月につき、その者の退職日における月例支給額に100分の10.4625を乗じて得た額に、経済産業大臣の定める業績勘案率を乗じて得た額を退職手当として支給することとしており、引き続き業績を適切に処遇に反映させる制度を運用していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国家公務員及び民間企業の給与動向を参考に、給与水準を決定する。検討にあたっては、以下のデータ等を参考にした。

① 人事院勧告(令和4年8月)

・民間給与との格差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層(20歳半ばを重点)の俸給表水準を引き上げ

・民間の支給状況を踏まえ、賞与(勤勉手当(業績部分))を0.1ヶ月分引上げ

② 民間資源業界大手5社平均 平均年齢:42.3歳 平均年間給与額:918万円 (各社有価証券報告書のデータによる)

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

人事考課制度により、職員の業績評価及び行動評価を処遇に反映するとともに、民間企業の動向や人事院勧告等を参考に、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう努めている。また、職員表彰制度に基づき、顕著な功績を挙げた職員に対し、その功労を表彰し、職員の処遇に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:業績部分 (査定分)	算定基礎額から賞与の固定部分の基礎額を減じた額に、基準日以前6か月間におけるその者の勤務期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に、職員各人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額を業績給とする制度
基本給:本俸	職員の行動評価等によって昇給・昇格を行う制度
基本給:本俸 賞与:業績部分(査定分)	職員表彰制度に基づき、顕著な功績を挙げた職員に対し、その功労を表彰し、昇給及び賞与に反映させる制度

③ 給与制度の内容及び令和4年度における主な改定内容

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構職員給与規程に基づき、基本給(本俸、扶養手当)、諸手当(職責手当、特別都市手当、広域異動手当、超過勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、寒冷地手当、坑内作業手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、夜勤手当)及び賞与としている。

賞与は算定基礎額(本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当、広域異動手当の月額の合計額)に職務に応じた固定業績割合を乗じた額に、基準日以前6か月間におけるその者の在職期間に応じた勤務割合を乗じて得た額を固定部分として支給している。

算定基礎額から賞与の固定部分の基礎額を減じた額に、基準日以前6か月間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額に、職員各人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額を業績給として支給している。

なお、令和4年度では、令和4年度人事院勧告における勧告内容に準拠し、本俸について平均0.3%の引き上げ、賞与について0.1ヶ月の引上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和4年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 439	歳 45.0	千円 7,733	千円 5,615	千円 171	千円 2,118
事務・技術	人 439	歳 45.0	千円 7,733	千円 5,615	千円 171	千円 2,118

注:区分中の職種、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

在外職員	人 15	歳 45.3	千円 16,778	千円 14,845	千円 -	千円 1,933
------	---------	-----------	--------------	--------------	---------	-------------

注:任期付職員については該当者がいないため記載を省略した。

再任用職員	人 41	歳 63.0	千円 5,453	千円 5,453	千円 234	千円 -
事務・技術	人 41	歳 63.0	千円 5,453	千円 5,453	千円 234	千円 -

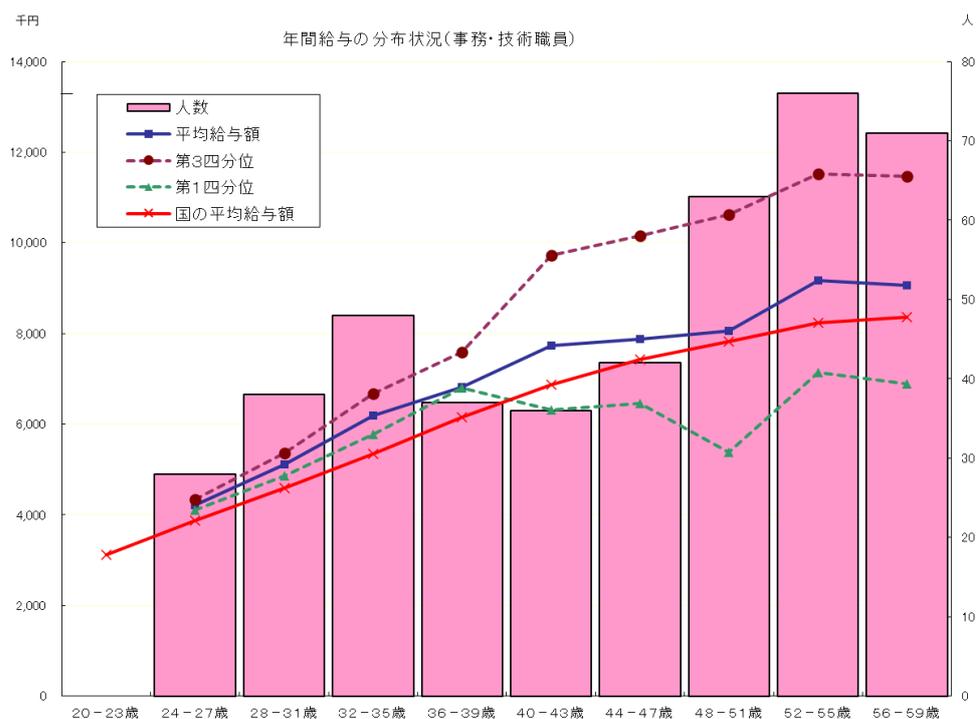
注:区分中の職種、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	人 110	歳 57.2	千円 6,161	千円 5,249	千円 175	千円 912
事務・技術	人 110	歳 57.2	千円 6,161	千円 5,249	千円 175	千円 912

注:区分中の職種、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高	最低
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部部長	34	56.1	11,918	13,309	10,122
・地方部長	1	—	—	—	—
・本部課長	104	50.5	10,641	12,065	9,076
・地方課長	7	56.9	10,611	12,145	9,706
・本部課長代理	102	42.9	7,511	9,319	5,528
・地方課長代理	6	55.0	9,075	10,072	8,107
・本部係員	153	38.5	4,979	7,632	3,718
・地方係員	32	47.9	4,439	8,085	2,483

注:地方部長における該当者が1名のため、平均年齢及び年間給与額は記載しない。

④ 賞与(令和4年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		46.0	45.6	45.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		54.0	54.4	54.2
	最高～最低	%	%	%
		63.3～41.2	63.3～50.0	63.3～46.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		58.1	57.9	58.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		41.9	42.1	42.0
	最高～最低	%	%	%
		51.2～34.2	51.2～39.9	51.2～37.3

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容									
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 109.3 ・年齢・地域勘案 100.5 ・年齢・学歴勘案 107.6 ・年齢・地域・学歴勘案 99.5 									
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当機構は、我が国の資源・エネルギーの安定かつ低廉な供給及び環境保全を図ることを目的として、資源国との資源外交を推進するとともに、国内外の資源獲得へ向けたりスクマネー供給などの金融支援、地質構造調査、海洋資源開発、資源備蓄、技術開発・技術支援、資源・エネルギーに関する情報収集・提供などの業務に加え、カーボンニュートラル・脱炭素化社会の実現に向けた水素・アンモニアの製造貯蔵及び二酸化炭素回収・貯留（CCS）事業への金融支援、洋上風力や海外地熱探査支援等の新領域事業、並びに経済安全保障推進法に基づくLNGや重要鉱物といった特定重要物資の安定的な供給のための業務等、広範かつ高度な専門的業務を実施している。</p> <p>このため、機動的かつ効果的にこれら業務を実施するためには、物理探査、地質学、油層工学、掘削技術、ファイナンスなどの専門分野に加え、新領域事業で必要とする機械、化学、電気計装、環境工学、土木分野のほか、語学力、法務・知財、デジタル・IT等も含めたこれら多岐にわたる高度な専門性を有する該博な人材確保が必要であることから、職員の大学卒以上の割合が高く、特に技術系職員の81.4%が大学院修了者となっている。</p> <p>職員の大学卒の割合を国と比較すると国が61.7%（行政職（一））に対し、当機構は78.6%であり、大学卒の比率が国と比べて高い。</p> <p>また、勤務地で比較すると、東京都特別区内に勤務する国家公務員の割合は28.7%であるのに対し、当機構は75.2%であり、地方出先機関に多くの職員を配する国家公務員とは異なり、当機構職員の多くは東京都港区の本部事務所に配している。これらが対国家公務員指数（年齢勘案）を押し上げる要因となっている。</p> <p>なお、地域及び学歴を勘案した場合の対国家公務員指数は「99.5」である。</p> <p>※機構については、本公表における対象常勤職員数より算出した。 ※国については、令和4年国家公務員給与等実態調査より記載した。</p> <p>さらに、当機構は民間企業が参入困難な探鉱段階における物理探査などの支援業務などに加え、カーボンニュートラル社会の実現に向けた新たな事業展開など、先駆的業務を担っており、これら業務を推進するためには各分野における高度な技術的専門性を有する人材が必要となる。特にカーボンニュートラル・再エネ人材については、国内外での人材獲得競争が熾烈化しており、これら高度専門人材を確保するためには相応の処遇が求められる。</p> <p>また、組織マネジメントを担う職員に加え、資源国政府や国営企業、海外企業との交渉や資源開発を行う我が国企業との調整、また高度な技術的専門性を必要とするプロジェクト推進を担う高度専門職も在籍していることから、対国家公務員指数（年齢勘案及び年齢・学歴勘案）は若干高いものとなっている。</p> <p>なお、民間資源業界各社の給与と比較すると、当機構の平均給与は、民間資源業界大手各社の従業員平均給与を大幅に下回る水準である。</p> <p>（参考）民間資源業界各社との平均年間給与額との比較</p> <table border="1" data-bbox="544 1413 1209 1496"> <thead> <tr> <th></th> <th>平均年齢</th> <th>平均年間給与額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間資源業界5社平均※</td> <td>42.3歳</td> <td>918万円</td> </tr> <tr> <td>エネルギー・金属鉱物資源機構</td> <td>45.0歳</td> <td>773万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各社の直近会計年度における有価証券報告書データによる</p>		平均年齢	平均年間給与額	民間資源業界5社平均※	42.3歳	918万円	エネルギー・金属鉱物資源機構	45.0歳	773万円
	平均年齢	平均年間給与額								
民間資源業界5社平均※	42.3歳	918万円								
エネルギー・金属鉱物資源機構	45.0歳	773万円								

<p>給与水準の妥当性の 検証</p>	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合:17.9%】 国からの財政支出額 326,219百万円、支出予算の総額 1,818,580百万円(令和4年度予算)</p> <p>【繰越欠損額 292,197百万円(令和3年度決算)】</p> <p>【管理職の割合:33.3%(うち、ライン管理職:21.2%)】 本公表における対象常勤職員数439名中146名</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合:78.6%】 本公表における常勤職員数439名中345名(大学卒174人、大学院修了者171人) 大学院修了者の割合では、国1.3%(行政職(一)※)に対し機構39.0%(技術系職員の81.4%) ※人事院「令和4年度国家公務員給与等実態調査」</p> <p>【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:0.4%】 給与、報酬等支給総額 4,671百万円 支出総額 1,177,189百万円(令和3年度決算)</p> <p>【法人の検証結果】 国からの財政支出があることに鑑み、給与水準を引き下げる取り組みにより、平成17年度に128.1であった対国家公務員指数(年齢勘案)は、令和4年度においては109.3となり、平成17年度に比べ18.8ポイント低減させている。また、人件費削減への取り組みにおいても、給与・報酬等支給総額は、平成17年度に対して令和4年度で4.4%の削減を行っている。今後、運営費交付金を充当して行う業務は、第5期中期目標期間中、一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(特殊要因を除く。)の合計について、新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.1%以上の効率化を行うこととしている。また、累積欠損額の太宗については、探鉱段階における出資株式について出資額の1/2を機械的に評価損として会計処理していることが要因であり、給与水準に直接結びつくものではない。 職員数に占める管理職員の割合が高いことについては、組織マネジメントを担うライン管理職に加え、資源国政府や国営企業、海外企業との交渉や資源開発を行う我が国企業との調整、また高度な技術的専門性を必要とするプロジェクト推進を担う高度専門性を有するスタッフ管理職が在籍していることによることも要因の一つである。(スタッフ管理職を除くライン管理職の割合は21.2%) これらを踏まえれば、対国家公務員指数における年齢・地域・学歴勘案については100を下回る水準で推移しており、給与水準は適切であると考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 エネルギー・金属鉱物資源機構は、資源国との資源外交を推進するとともに、国内外の資源獲得へ向けたりスクマニー供給などの金融支援、地質構造調査、海洋資源開発、資源備蓄、技術開発・技術支援及び資源・エネルギーに関する情報収集・提供などの業務に加え、カーボンニュートラル・脱炭素化社会の実現に向けた水素、アンモニア、CCS、洋上風力及び海外地熱等への新領域事業、並びに経済安全保障推進法に基づくLNGや重要鉱物といった特定重要物資の安定的な供給のための支援等、広範かつ多岐にわたり業務を展開している。 これら業務を機動的かつ効果的に実施するためには、相応の処遇のもと、各分野において高度な技術的専門性を有する優秀な人材の確保が必要であるが、給与水準を引き下げる取組により、機構の給与水準は、対国家公務員指数(年齢・学歴・地域勘案)をみると99.5と国を下回っており、また、同種の民間企業(資源開発会社・商社等)と比べても低い状況となっている。 今後においても、国からの財政支出があることも踏まえ、民間及び国家公務員の給与動向等を見つつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、人事・給与・評価制度の適切な運用を図る等、給与水準等の適正化を図るよう指示していく。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>給与水準の適正化にあたっては、不断の検証・見直しを行っており、今後も民間及び国家公務員の動向を見つつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、人事制度の厳格な運用を図る等により、引き続き給与水準の適切な運営を行っていく。</p>

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

○22歳(大卒初任給)

月額 204,700円 年間給与 3,102,000円

○35歳(本部課長代理)

月額 415,300円 年間給与 6,817,000円

○50歳(本部課長)

月額 625,200円 年間給与 10,357,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者 6,500円、子1人につき、10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

賞与において算定基礎額から賞与の固定部分の基礎額を減じた額に、基準日以前6か月間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、組織及び職員各人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額を業績給として支給しており、今後も継続していく。

III 総人件費について

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
給与、報酬等支給総額 (A)	4,786,694	4,671,429	4,593,051	4,699,259	4,633,535
退職手当支給額 (B)	390,427	422,713	382,032	385,179	307,393
非常勤役職員等給与 (C)	2,372,347	2,235,921	2,239,038	2,256,905	2,548,587
福利厚生費 (D)	1,090,246	1,063,954	1,038,500	1,050,923	1,020,825
最広義人件費 (A+B+C+D)	8,639,716	8,394,018	8,252,623	8,392,268	8,510,341

注: 単位未満切り捨ての表示のため合計とは合致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1. 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」について

① 「給与、報酬等支給総額」については、国家公務員の給与改正に準拠した俸給表水準(平均0.3%)及び賞与(0.1ヶ月)の引上げに加え、業務拡大に伴う新卒・中途採用職員の増等の影響により、前年度と比較して増額となっている。

② 「最広義人件費」については、①の理由による「給与、報酬等支給総額」の増や業務拡大に伴う非常勤職員等給与の増等により、前年度と比較して増額となっている。

2. 役職員の退職手当の支給水準の見直しについて

役職員の退職手当の支給水準の見直しについては、「独立行政法人及び特殊法人等における役職員の給与及び退職手当について」(平成29年11月17日事務連絡)に基づき、平成30年2月1日から以下の措置を講ずることとした。

● 役職員退職手当について、国家公務員退職手当法改正に準じ、支給水準の引下げを実施。

・ 役員に関する講じた措置の概要: 退職手当支給率を10.875/100から10.4625/100へ引下げ

・ 職員に関する講じた措置の概要: 退職手当基本額の調整率を87/100から83.7/100へ引下げ

なお、労働組合等との労使交渉に時間を要したことから、措置の開始時期は国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる。

IV その他

〔 特になし。 〕